

電子申告の周辺技術と応用

東京税理士会情報システム委員 若林俊之

本日の内容

はじめに...電子申告のメリットをおさらい

1. ベンダーの電子申告ソフトの機能例と料金等の比較
2. 連動しない会計ソフトと電子申告ソフトの対応方法等
3. 利用者識別番号と暗証番号の管理方法
4. 電子納税の概要
5. 電子文書を利用した管理との連動
6. 電子申告（文書）だから出来る顧問先へのサービスやメリット
7. 電子申告後に印刷する決算書の装飾

はじめに。

- ▶ 電子申告のメリットを復習
- ◆ 法定調書・給与支払報告等の一括提出によるスピードアップ
- ◆ 印刷・郵送・返信待ちなどの手間と時間削減
(給報・法定調書・0円源泉納付書等とはとくに)
- ◆ 控えが瞬時に入手できるため、印刷・返送・請求までがスムーズ
- ◆ マイナンバー制度による本人確認書類等の添付がいらぬ。★
- ◆ 給与支払報告書の控えデータが残る ★
- ◆ 添付書類の省略 (所得税申告) ★
- ◆ 「申告のお知らせ」により…青白区分・予定(中間)納税額・振替納税予定日・振替金融機関・消費税特例
(簡易・課税期間短縮・課税事業者選択)の有無、基準期間課税売上等がわかる。★
- ◆ 経費削減 (郵送料・交通費・印刷費用・人件費)
- ◆ 電子文書化による業務効率の改善に向く

(参考) 電子申告のメリット①

【税務当局における税務代理人の本人確認】

(税理士会員専用ページ掲載)

○ 税理士(個人)の本人確認書類

	提出態様	番号提供者	代理権	本人確認書類(方法)	
		現に番号提供を行う者		身元確認	番号確認
税務代理権限証書 (法30条書面) 添付あり	対面	税理士 税理士又は職員	税務代理権限証書	税理士証票 (提示・写しの提出)(★1)(★2)	納税者の個人番号カード等 (提示・写しの提出)(★1)
	郵送	税理士 〃	税務代理権限証書	税理士証票 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)
	電子申告 (代理送信)	税理士 〃	税務代理権限証書データ	税理士の電子証明書	当局によるシステム確認 (写し等の別送不要)
税務代理権限証書 (法30条書面) 添付なし	対面	納税者本人 税理士又は職員		納税者の個人番号カード等 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)
	郵送	納税者本人 税理士		納税者の個人番号カード等 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)
	電子申告 (代理送信)	税理士 〃	納税者の利用者識別番号又は利用者 IDを入力して送信している事実	税理士の電子証明書	当局によるシステム確認 (写し等の別送不要)

○ 税理士法人の本人確認書類

	提出態様	番号提供者	代理権	本人確認書類(方法)	
		現に番号提供を行う者		法人実在・関係性	番号確認
税務代理権限証書 (法30条書面) 添付あり	対面	税理士法人 社員税理士等又は職員	税務代理権限証書	社員税理士等の税理士証票 (提示・写しの提出)(★1)(★2)	納税者の個人番号カード等 (提示・写しの提出)(★1)
	郵送	税理士法人 社員税理士等	税務代理権限証書	社員税理士等の税理士証票 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)
	電子申告 (代理送信)	税理士法人 社員税理士等	税務代理権限証書データ	法人実在・関係性確認済みの 代理送信可能な利用者識別 番号による送信(★3)	当局によるシステム確認 (写し等の別送不要)
税務代理権限証書 (法30条書面) 添付なし	対面	納税者本人 社員税理士等又は職員		納税者の個人番号カード等 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)
	郵送	納税者本人 社員税理士等		納税者の個人番号カード等 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)
	電子申告 (代理送信)	税理士法人 社員税理士等	納税者の利用者識別番号又は利用者 IDを入力して送信している事実	法人実在・関係性確認済みの 代理送信可能な利用者識別 番号による送信(★3)	当局によるシステム確認 (写し等の別送不要)

★1:窓口の混雑防止を図り税務当局及び税理士双方の負担を緩和する観点から、国税庁と協議した結果、国税関係手続においては写しを添付のうえ提出することを基本としています。

★2: 税理士資格を有しない職員が対面により提出する場合は、税理士証票の写しを提示し、併せて提出してください。

★3: eLTAXの場合は、日税連運営の税理士情報検索サイトにより法人の実在・関係性が確認されます。

※ 国税関係手続は、上記のとおり国税庁告示により定められています。

※ 地方税関係手続の詳細は地方公共団体ごとに定められる告示により規定されるため、詳細は手続を行う地方公共団体にご確認ください。

(参考) 電子申告のメリット④

(添付省略の対象となる第三者作成書類)

- 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- 個人の外国税額控除に係る証明書
- 雑損控除の証明書
- 医療費の領収書
- 社会保険料控除の証明書
- 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- 生命保険料控除の証明書
- 地震保険料控除の証明書
- 寄附金控除の証明書
- 勤労学生控除の証明書
- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書
- 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書 (適用2年目以降のもの)
- 政党等寄附金特別控除の証明書
- 認定NPO法人寄附金特別控除の証明書
- 公益社団法人等寄附金特別控除の証明書
- 特定震災指定寄附金特別控除の証明書

参考：国税庁 <http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/kakutei/tempu01.htm>

(参考) 電子申告のメリット②

申告のお知らせのサンプル

税

麻布税務署長

平成26年 3月 1日
平成26年 2月28日

課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について

貴法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が過ぎておりました。確定申告書の提出期限及び納期限は、課税期間終了の日の翌日から2か月以内となりますので、次の事項に留意の上、期限内に申告・納付してください。
なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となつた場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している場合を除きます。)には、確定申告書を提出する必要はありません。

(注) 1. 上記にかかわらず、平成25年1月1日以後に開始する事業年度については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間(原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいいます。)の課税売上高が1,000万円を超える場合、当該課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。
2. 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える法人は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合でも、簡易課税制度を適用して確定申告をすることができません。この場合には、一般用の申告書を採用して確定申告を行うこととなります。(注書をご覧ください。)

・ 中間申告分の消費税額は、344,400円となっております。
・ 中間申告分の地方消費税額は、88,100円となっております。
(注) 1月ごとの中間申告を行う場合、中間納付税額及び中間納付繰戻額は表示されませんが、最終の中間申告分までの消費税額を合計して申告書(10)欄に、地方消費税額を合計して申告書(5)欄に入力してください。

○ 消費税及び地方消費税の届出に関する事項
・ 「消費税簡易課税制度選択届出書」の最新提出状況 : 提出年月日 平成23年 2月28日
・ 「消費税課税事業者選択届出書」の最新提出状況 : 提出年月日 -
・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の最新提出状況 : 提出年月日 -
・ 基準期間の課税売上高 : 基準期間 自平成23年 3月 1日 至平成24年 2月28日
: 課税売上高(年換算後) 40,550,781円
※この情報は、平成26年 2月14日時点のものです。必ず貴法人の申告書及び届出書等から再度ご確認ください。よろしくお願ひします。

○ 納付に関する事項
・ ダブル払い納付利用可能金融機関 : ご利用ありません。
※ ダブル払い納付の申請し忘れに当たっては、国税庁ホームページをご覧ください。

消費税及び地方消費税は、消費者からの預り金の性質を有する税です。必ず期限内に申告・納付してください。申告・納付が遅れますと、本税以外に加算税や滞延税を納付していただくことになります。
なお、納付の期限を経過して、納付の相談もなく納付となつておくと、財産差押え等の滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署にご相談ください。

○ 一般用の申告書は1枚付添え、簡易課税用の申告書は2枚付添え、それぞれ申告書と併せて提出してください。
なお、旧税率(8%)が適用される取引がある場合、一般用の申告書には、付添え2枚(付表1及び付表2-1)を、簡易課税用の申告書には、付添え2枚(付表4及び付表5-1)を、それぞれ申告書と併せて提出してください。

◆ 平成25年分の確定申告等の申告期間等
確定申告書等を作成される方は、「[確定申告書等作成コーナー](#)」をご利用ください。
なお、申告書データの送信に際しては、[e-Taxホームページ](#)で利用可能時間、運転状況等について事前に確認いただき、上で送信いただくようお願いいたします。

	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税及び復興特別所得税	平成26年2月16日(日) ～平成26年3月17日(月)	平成26年3月17日(月)	平成26年4月22日(火)
消費税及び地方消費税	平成26年1月 ～平成26年3月31日(月)	平成26年3月31日(月)	平成26年4月24日(木)
贈与税	平成26年2月1日(土) ～平成26年3月17日(月)	平成26年3月17日(月)	

(注) 1. 原則として、税務署の閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。
2. 所得税及び復興特別所得税の遅付申告は、平成26年1月から送信することができます。
3. 消費税及び地方消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、12月31日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。
なお、課税期間の特例を選択されている場合の当該課税期間以外の納期限及び振替日については、[こちら](#)をご覧ください。

以下の重要なお知らせについては、平成26年1月14日時点の情報を表示しています。

◆ 所得税及び復興特別所得税に関する事項
○ 申告の種類 : 青色
○ 予定納税額 : 2,779,800円

◆ 消費税及び地方消費税に関する事項
○ 「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出状況 : 提出あり
○ 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 : 提出なし
○ 中間納付税額 : 922,800円
○ 中間納付繰戻額 : 230,700円
※ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が1,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんので留意ください。

◆ 納付に関する事項
○ 所得税及び復興特別所得税の振替納税利用金融機関 : 三井住友銀行新所沢支店
当座預金 3***
○ 消費税及び地方消費税の振替納税利用金融機関 : 三井住友銀行新所沢支店
当座預金 3***

法人消費税のお知らせ

個人のお知らせ

1、各システムの相違点等

	EPSON	ミロク	エッサム	TKC	ICS	JDL	魔方陣（ハンド）	達人
電子申告システム概要	電子申告ソフト集計方式	電子申告ソフト集計方式 ただし税法ソフトにショートカットメニューあり	電子申告ソフト集計方式	電子申告ソフト集計方式	電子申告ソフト集計方式	電子申告ソフト集計方式	電子申告ソフト集計方式	電子申告ソフト集計方式
番号管理システム	暗証番号も設定可能。選択で送信画面に自動入力可	デフォルトでの保存はないが、暗号化保存も可能	同一データベース管理	別管理	同一データベース管理	暗証番号の管理はなし	暗証番号の管理はなし	顧問先データに暗証番号も設定可能
0円源泉納付書	送信可能	送信可能	送信可能	送信可能	送信可能	送信可能	送信可能	送信可能
特殊科目の集計	基本類似科目に自動集計。集計設定は可能	自作科目についてエラー表示 特殊科目の取込設定可能	特定科目に自動集計。集計先の科目変更は編集可能	会計ソフトの設定可能範囲内であれば全てそのまま連動	XBR L2.0→自作科目も変換 XBR L2.1→事前の取り込み設定が可能	自動取込のうえ確認メッセージ。事前取込設定はなし。	自社会計ソフトなし	類似科目に集計され、該当科目のない場合、取り込み設定にて手作業設定
他の会計システムインポート	電子申告ソフトに直接インポートは不可。財務会計の方にCSVでインポート可能	CSVのインポート、主要市販ソフトのインポートが可能、ただし設定が必要	インポート機能なし	インポート機能なし	インポート機能なし	弥生会計の対応はあるが、残高データを会計ファイル入力する方法が主流	インポート機能なし	弥生会計・会計王等の複数市販ソフトとの連動あり
エラー情報修正	旧字・入力不足等の修正はその場で可能。数値に影響するものは元ソフトで修正	各システムでの修正、電子申告ソフト集計前に各システムでもエラーチェック	元ソフトで修正	文字数オーバー等は自動修正、通常は元ソフト修正	現状は元ソフト修正2017年、直接修正対応予定	元ソフトで修正	元ソフトで修正	電子申告プレビュー画面から訂正可能（誤字・脱字・字数オーバー等）
マイナンバー管理機能は別？	電子申告ソフトとは別。E Iボード（無償）で管理	別システム	別システム	別システム（データセンター）	別システム	別システム	別：電子申告等の際にインポート	別：データ管理の達人ソフト…他のアプリとの連動あり
システムの価格（スクリーン）	定価60,000円（別）	5年間ライセンス64,000（別）	税務システム購入者に無償付与	10,800円（込、年間）	64,800円（込）	年間使用10,000円 ⁸ 買取の場合80,000円	1ライセンス25,920円（込）	電子申告の達人：年36,000 データ管理の達人：年49,800円

2、連動しない会計ソフトと電子申告ソフトの対応方法等

- ▶ 会計と税務のシステムが連動している場合、ほぼワンタッチで連動が可能
- ▶ 魔法陣や達人のように自社会計ソフトがないシステムの場合や、他社製品であっても会計システムと税務システムが違っている場合の対処法は？

1. 仕方がないので紙で提出
2. CSVファイル等に返還した後、税務申告ソフトにインポートして取り込み
3. 税務申告ソフトの方で決算書データを打ち込み入力

2-1 仕方がないので紙で提出

- ▶ そもそも電子申告の利点が激減するので意味がない。
- ▶ 決算書等を電子文書（PDF等）で添付できないのか？
- ▶ 国税はPDFで、地方税はPDF.DOC.XLS.JPEG等で可能。

(3) イメージデータにより提出可能な添付書類

- 申告
 1. [法人税確定申告等（PDF形式：約223KB）](#)
 2. [消費税確定申告（法人）（PDF形式：約116KB）](#)
 3. [酒税納税申告（PDF形式：約113KB）](#)
- 申請・届出等
 1. [源泉所得税関係（PDF形式：約149KB）](#)
 2. [法人税関係（PDF形式：約238KB）](#)
 3. [消費税（法人）関係（PDF形式：約147KB）](#)
 4. [間接諸税関係（PDF形式：約174KB）](#)
 5. [酒税関係（PDF形式：約222KB）](#)
 6. [納税関係（PDF形式：約143KB）](#)
 7. [法定調書関係（PDF形式：約109KB）](#)
 8. [電子帳簿保存法関係（法人）（PDF形式：約125KB）](#)
 9. [再調査の請求・審査請求関係（PDF形式：約138KB）](#)



<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm#Link3>

2-2 CSVファイルなどでインポート

- ▶ 数社の税務システムで他の会計ソフトデータのインポートが可能

会社名	連動ソフト名	連動コンポーネント /マニュアル
株式会社NTTデータ	・ 減価償却の達人	↓ ダウンロード
ソリマチ株式会社	・ 会計王 17 PRO ・ 会計王 17 ・ 会計王 17 介護事業所スタイル ・ 農業簿記 9	↓ ダウンロード
弥生株式会社	・ 弥生会計	↓ ダウンロード
株式会社アイ・エヌ・エス	・ Σ会計Pro-Socio	↓ ダウンロード
全国税理士データ通信協同組合連合会	・ TACTICS財務 1.6	↓ ダウンロード
応研株式会社	・ 大蔵大臣NXVer2 ・ 大蔵大臣個別原価版NXVer2 ・ 建設大臣NXVer2 ・ 医療大臣NX	↓ ダウンロード
株式会社ワイエムジーソフト	・ 富士山財務会計	↓ ダウンロード
株式会社日本プロマイト (むらづみ経営グループ)	・ 財務の達人any	↓ ダウンロード
株式会社オービックビジネスコンサルタント	・ 勘定奉行V ERP ・ 勘定奉行 i ・ 勘定奉行21Ver.5	↓ ダウンロード
株式会社シスプラ	・ キーパー財務 1.6	↓ ダウンロード
ビスソフト株式会社	・ ツカエル会計	↓ ダウンロード
ピー・シー・エー株式会社	・ PCA会計X	↓ ダウンロード
株式会社ピクシス	・ わくわく財務会計 3 ・ らんらん財務会計 3	↓ ダウンロード

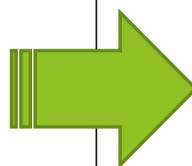
NTTデータ「達人」の例



2-3 税務申告システムで打ち込み

- ▶ 税務申告ソフトの決算書作成画面等で、残高を手入力
- ▶ 5分～10分程度の時間を要するが、最終チェックを兼ねる
- ▶ 会計データの作成者とこの入力作業者を変えてチェック

科目	金額	円
役員報酬	6,000,000	
給料手当	18,710,400	
賞与	2,060,000	
法定福利費	199,004	
福利厚生費	1,552,998	
広告宣伝費	74,098	
運賃	1,060	
車両諸費用	222,010	
水道光熱費	994,808	
車両関係費	793,231	
事務用消耗品費	34,022	
消耗品費	623,795	
貸借料	1,554,562	
支払保険料	4,803,110	
修繕費	76,680	
租税公課	4,426,700	



決算書の作成

貸借対照表 | 損益計算書 | 製造原価報告書 | 株主資本等変動計算書 | 個別注記表

検索 黒字科目：基礎勘定科目 赤字科目：拡張勘定科目

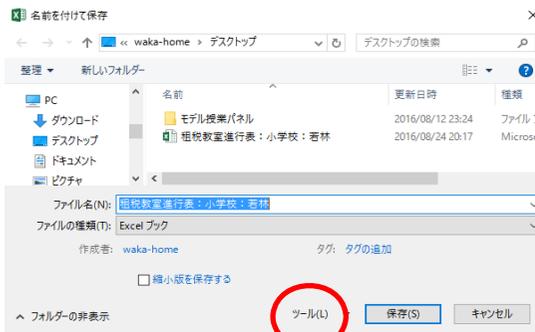
科目	金額	説明
その他の販売費中の人件費		
販売員旅費		
給料手当	18,085,900	
給料		
賞与	2,210,000	
退職年金掛金		
退職金掛金		
福利厚生費	1,656,660	
新聞図書費		
採用教育費		
その他の一般管理費中の人件費		
交際費	2,078,211	
旅費		
交通費	918,690	
通信費	703,287	
光熱費		
消耗品費	362,769	
租税公課	2,813,870	
減価償却費	2,862,596	
修繕費	15,120	
保険料	4,636,434	

金額又は値がない拡張勘定科目を表示しない
 金額又は値がない科目を表示しない

F1 ヘルプ
F2 閉じる
F3 検索
F5 企業情報
F7 利益処分
F9 印刷
F11 取込設定
F12 漢字
Enter 選択

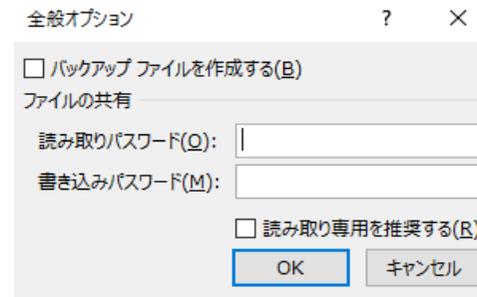
3-1 エクセルファイルのセキュリティ設定

エクセルの一覧表ならば必ずパスワードを設定！

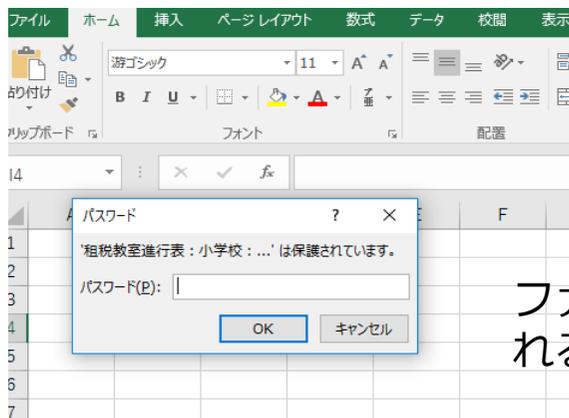


「名前を付けて保存」
(Win10等だとこの前に「その他のオプション」をクリック)

「ツール」 → 「全般オプション」



パスワードの設定



ファイルを開けるときにパスワードが要求される

3-2 パスワード管理ソフトの利用

パスワード管理ソフトの利用例（ID Manager）



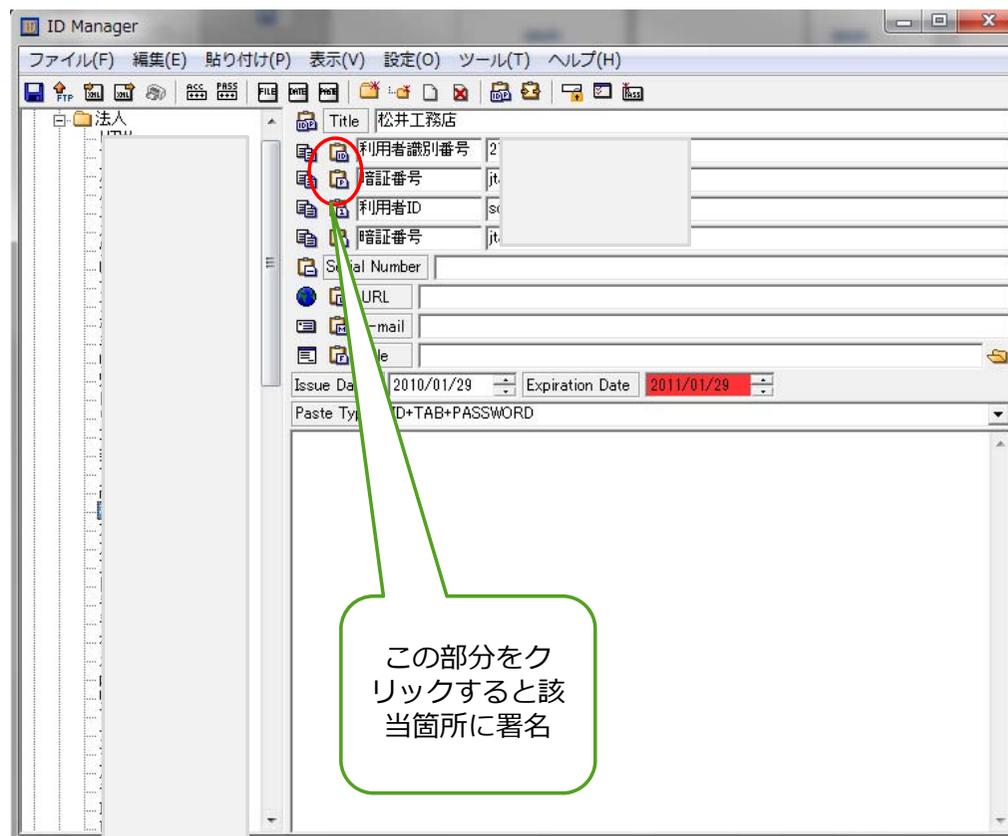
ID Manager ログイン

ユーザー名とパスワードを入力してください。

ユーザー名

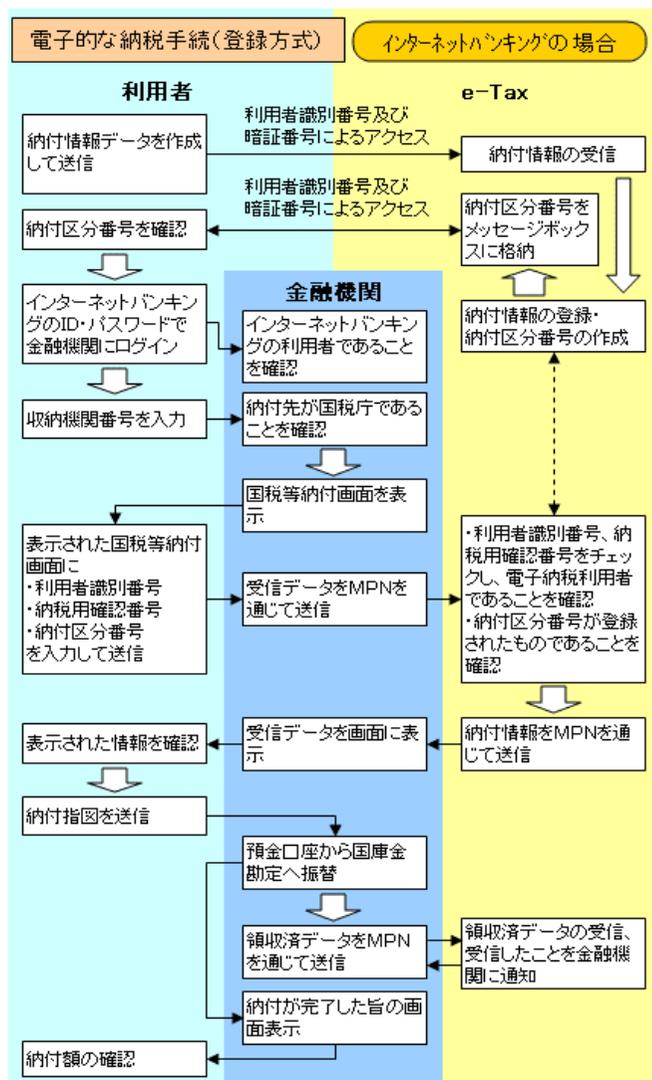
パスワード

ログイン時にパスワード入力



※ マルチデバイスで閲覧可能なパスワード管理ソフトもあるが有償のものが多い

4、電子申告と連動する電子納税制度①



- ダイレクト納付とインターネットバンキングを利用する方法があります。
- インターネットバンキングを利用する方法には、登録方式（e-taxソフトを利用して納付情報を送信してから納付）と入力方式（インターネットバンキングで直接情報を入力）があります。
- 登録方式では全税目（附帯税含む）の納付作業が可能ですが、入力方式では所得税・法人税等の主要6税目のみとなります。なおeLTAXについても登録方式に準じた方法で電子納税が可能です。

登録方式の手順

http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4_2.htm

4、電子申告と連動する電子納税制度②

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。

提出先	〇〇税務署
利用者識別番号	*****
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇

電子納税

ダイレクト納付をご利用の方は
以下のボタンをクリックして下さい

今すぐに納付される方
納付日を指定される方

- ダイレクト納付は手続き可能な金融機関を先にご確認ください。
(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/nozei-shomei/annai/24100030/kinyu.htm>)
- ダイレクト納付は事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要です。利用が可能となるまで1ヶ月程度かかりますので、余裕をもって提出を。
- ダイレクト納付で期日指定をする場合、指定した納付日もしくは納付期日の朝に引落しがかかります。必ず残高があることをご確認ください。
- 対象税目は、源泉所得税、法人税、消費税、申告所得税、贈与税、酒税、などですが、納付情報登録（インターネットバンキングを利用する場合と同様です）をすれば全税目について納付が可能です。なお、徴収高計算書データ送信及び納付情報データ送信については電子証明書は不要です。

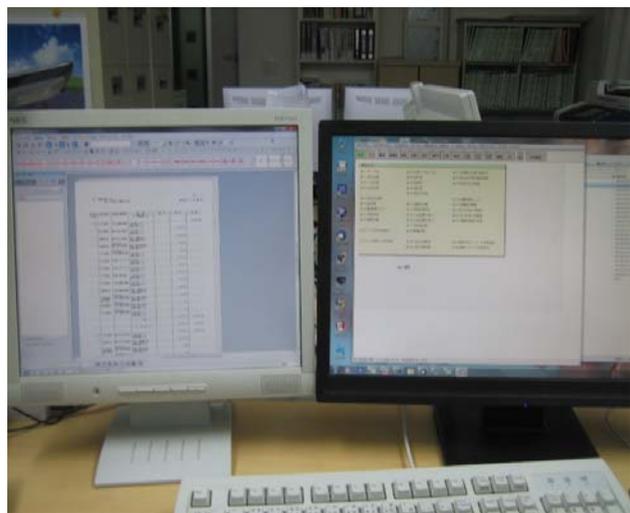
5、電子文書による管理との連動

申告データが電子なのに、紙の資料に戻すのは不合理...

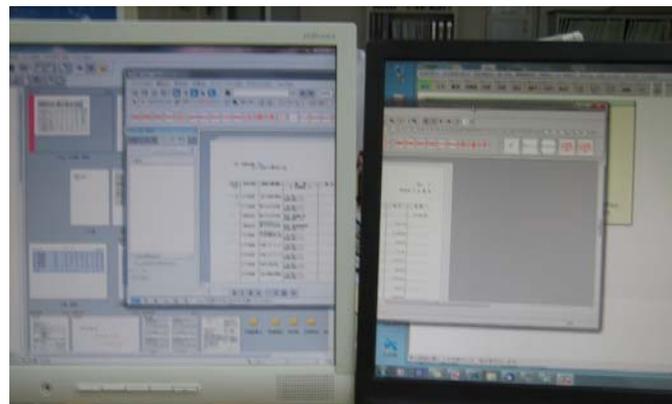
電子文書のメリット

- ▶ バックアップ強化、安全＋半永久的保存
- ▶ 書棚から取り出すことなく自席でいつでも閲覧
- ▶ すぐに検索ができる
- ▶ 顧客名簿や業務処理簿にリンクさせて簡単表示
- ▶ パソコンにFAXがつながっていれば、即時送信
- ▶ クラウドデータストレージされていれば、外出先で確認可能
- ▶ 保管場所、印刷代、郵送代、交通費削減
- ▶ (電子) 申告書控えは「コピー」でなく、原本の再印刷。
- ▶ アクセス・閲覧の制限管理がしやすい。
- ▶ デメリットも・・・停電に弱い。

5-1 デュアルディスプレイ（二つのモニタ）



左に通帳データ、右に会計ソフト
左に会計ソフト、右に内訳書ソフト
左にネットの資料、右にワード
左に財務諸表、右にメールソフト
E t c



USBでつなぐだけ。
簡単マルチディスプレイ

USB2.0専用ディスプレイ増設アダプター
GX-DW/U2B

簡単接続 DVI/D-Sub両対応 選べるディスプレイモード

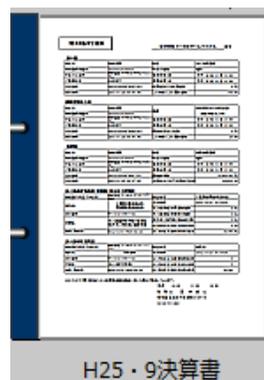


5-2 管理簿等とのリンク

例えば業務処理簿

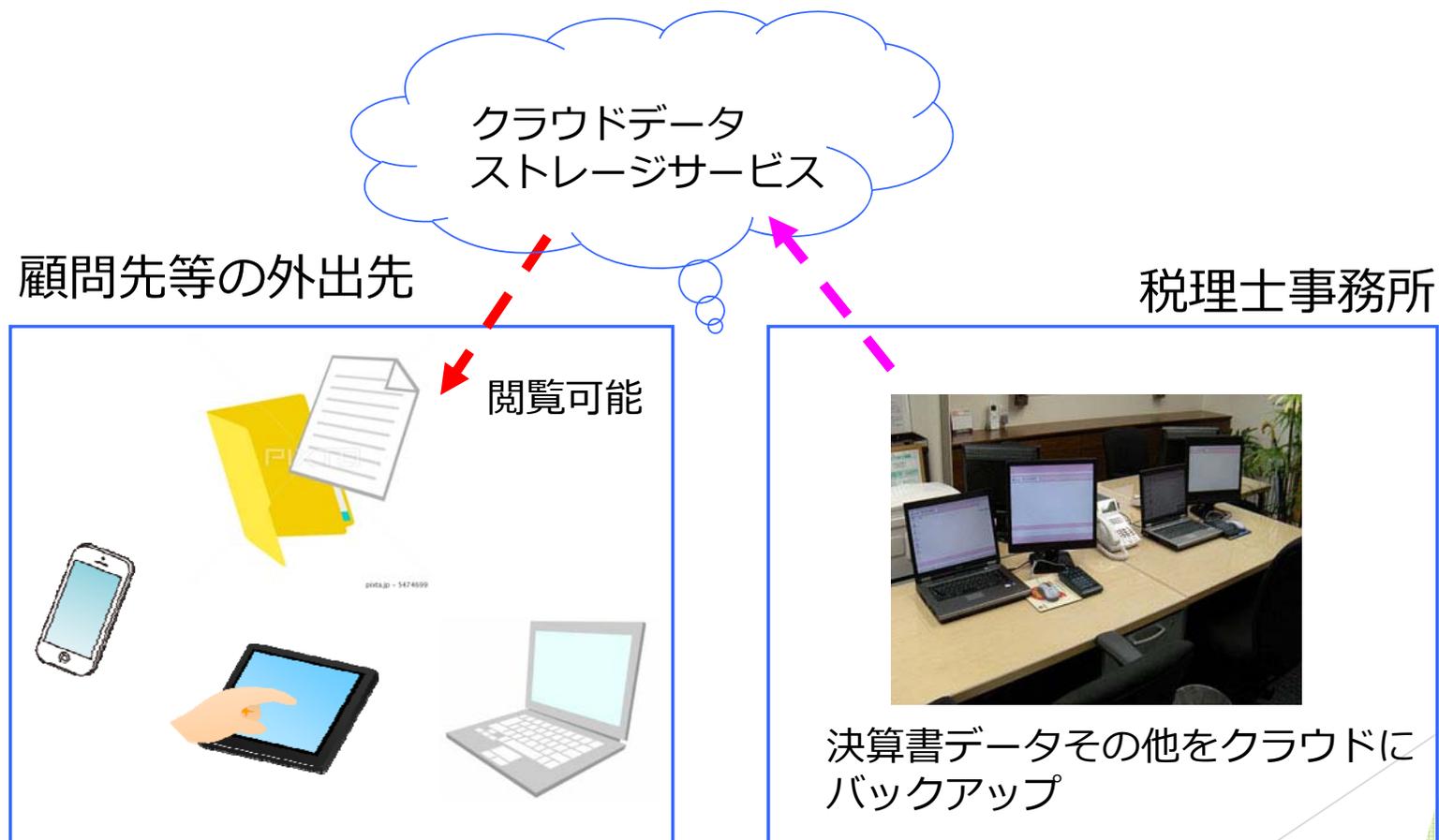
整理番号	業務区分	委嘱者(住所・氏名)	内容(税目等)	てん末	処理年月日	添付書面	税務代理権限証書提出日	担当税理士	
								社名・所属	氏名
1	作成	〇〇〇〇〇〇	H26・8月期法人・消費・地方税申告書	申告提出	平成26年10月20日	○	平成26年10月20日	〇〇	若林俊之

ここをクリックすると、
該当のファイルが開く
仕組みのこと



- ★ やり方はとても簡単
ワードならリンクさせたい文章部分を、エクセルならリンクさせたいセルを選択した状態で右クリック。
⇒ ファイルを選択する画面が出るので、リンク先として開きたいファイルを選択する。

5-3 クラウドデータストレージの利用



6、電子申告（文書）ならではのサービス

申告書が電子文書化され、長期間の保存、速やかな転送と印刷等が可能となるため、顧問先に対するサービスが充実します。

【対顧問先には】

- ▶ 事務所から申告した決算書及びスキャン保存した文書等を永久に保存
…決算書ひとつでせいぜい数百キロバイト
- ▶ 決算書・源泉徴収票・その他、いつでも早急にFAX・メール
- ▶ クラウドのデータストレージを共有すれば、メール等の必要すらない。

【事務的には】

- ▶ 同一書類を事務所内で共有・同時の閲覧も可能。
- ▶ （FAXがPCと連動していれば）FAXの送受信も永久保存

